

児童手当の申請は9月30日(土)までです  
手続きをお忘れなく!

4月1日から児童手当法が改正になり、所得制限が緩和され(別表)、対象年齢が小学校卒業まで(12歳の年度末まで)に延長になりました。新たに対象となる方は申請をしてください。

新たに対象となる方は、9月29日(金)三鷹駅前市役窓口は30日(土)までに申請すると、4月分または6月分までさかのぼって受給することができます(改正前の制度でも申請できた方が改正後に申請してもさかのぼって受給できません)。

新所得限度額 (単位:千円)

Table with 3 columns: 扶養人数, 国民年金に加入の方, 厚生年金または共済年金などに加入の方. Rows 0-4.

所得の多い方の親の所得で判断します。

扶養人数には配偶者も含まれます。給与の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から8万円を引いた額、事業収入の場合は総収入から必要経費と8万円を引いた額でみます。

老年者、寡婦(夫)、障害者控除、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者扶養控除のある方はさらにその所得法上の控除額、老人扶養親族がいる場合は1人につき6万円を差し引くことができます。

市の児童手当を「ご存知ですか」

所得のない18歳未満の児童を4人以上養育し、平成18年1月1日から引き続き三鷹市に住民登録または外国人登録している方に、4人目のお子さんから1人につき月額1千円の手当を支給しています。

平成18年4月～9月分の手当を9月29日(金)に指定された金融機関の預金口座に振り込みます(金融機関により2

新たに乳幼児医療証の対象となる方は10月31日(火)までに申請を

10月1日から所得制限が緩和されます。該当する方は10月31日(火)までに、子育て支援室(市役所4階④番窓口)へ乳幼児医療証の交付を申請してください(申請が遅れると、10月1日にさかのぼることができません)。

「家族の中に乳幼児医療証をお持ちのお子さんがない」現況届を提出済みであり、児童手当制度の所得制限の緩和に該当し、今年すでに三鷹市に児童手当を申請されている方は、乳幼児医療証の申請も同時に受付済みですので、申請する必要はありません。

自立支援医療(育成医療) ・小児慢性疾患医療費を助成します。自立支援医療(育成医療) 身体に障がいのある18歳未満の児童が、確実な効果が期待できる手術などの治療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。

認定条件 保護者が市内に在住し、児童が満18歳未満であること(手術日が18歳の誕生日より前であること)、身体に機能障がいがあること、手術などで確実な治療効果が期待できること、保護者の市民税所得割課税額が20万円未満であること、指定医療機関で治療すること、入院時の食費代、健康保険が適用にならない治療・投薬、診断書料、差額ベッド代などは助成対象外です。

小児慢性疾患医療費 小児慢性疾患対象疾病に罹患(りかん)し、症状が認定基準に該当している18歳未満

の児童に対し、医療費の一部を助成します。

認定条件 児童が市内に在住の満18歳未満であること(18歳未満で認定を受け、引き続き医療費を交付されている場合は満20歳未満まで延長可)、厚生労働大臣が告示した小児慢性疾患の対象となる疾患にかかり、認定基準に該当する病状であること、健康保険が適用にならない治療・投薬、診断書料、差額ベッド代などは助成対象外です。

認定条件をすべて満たしているお子さんは子育て支援室(市役所4階④番窓口)へ申し込む。認定を受ける医療費が東京都から発行されます。

施設入所者の乳幼児医療、ひとり親医療費 障害者自立支援法の施行により、10月から児童福祉法で定める知的障がい児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障がい児施設の入所の方も医療費が自己負担となりました。

子育ては 同じくらいおもしろい 三鷹市地域家庭教育支援推進協議会・市教育委員会共催 事業 対象は幼児を子育て中の方。

9月19日(火)～25日(月)午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員20組。保育定員20人。

親子の親の交流会

9月22日(金)まで同センター ☎46-3254へ申し込み。先着16人。保育先着18人(お座りのできないお子さんは保護者と一緒の参加)。

9月25日(月)午前9時45分から総合保健センターで 親子洋裁講座「ミシンと手縫いに挑戦」

10月21日・11月18日・12月16日のいずれも土曜日午前10時～正午、社会教育会館で。講師は洋裁・手づくりボランティアの方。材料費1組あたり350円(家庭で用意できる方は無料)。洋裁道具一式を持参。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

親子洋裁講座「ミシンと手縫いに挑戦」

10月21日(金)～11月18日(日)のいずれも土曜日午前10時～正午、社会教育会館で。講師は洋裁・手づくりボランティアの方。材料費1組あたり350円(家庭で用意できる方は無料)。洋裁道具一式を持参。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

親子の親の交流会

9月22日(金)まで同センター ☎46-3254へ申し込み。先着16人。保育先着18人(お座りのできないお子さんは保護者と一緒の参加)。

9月25日(月)午前9時45分から総合保健センターで 親子洋裁講座「ミシンと手縫いに挑戦」

10月21日・11月18日・12月16日のいずれも土曜日午前10時～正午、社会教育会館で。講師は洋裁・手づくりボランティアの方。材料費1組あたり350円(家庭で用意できる方は無料)。洋裁道具一式を持参。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

親子の親の交流会

9月22日(金)まで同センター ☎46-3254へ申し込み。先着16人。保育先着18人(お座りのできないお子さんは保護者と一緒の参加)。

9月25日(月)午前9時45分から総合保健センターで 親子洋裁講座「ミシンと手縫いに挑戦」

10月21日・11月18日・12月16日のいずれも土曜日午前10時～正午、社会教育会館で。講師は洋裁・手づくりボランティアの方。材料費1組あたり350円(家庭で用意できる方は無料)。洋裁道具一式を持参。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

9月19日(火)～25日(月)の午前9時30分～午後5時に社会教育会館 ☎49-2521へ申し込み。定員親子12組(申込多数の場合は抽選)。

平成19年度私立幼稚園児(3歳児から)を募集

市内16園の私立幼稚園では、伝統と特色ある幼児教育を行っています。平成19年度の園児募集は次の通りです。

市内16園の私立幼稚園では、伝統と特色ある幼児教育を行っています。平成19年度の園児募集は次の通りです。